

流通業務市街地の整備に関する法律

1. 案内情報

手 続 名：流通業務市街地の整備に関する法律に基づく造成敷地等に関する権利の処分の承認

手 続 根 拠：流通業務市街地の整備に関する法律第38条第1項

手 続 対 象 者：造成敷地等又は造成敷地等である敷地の上に建設された流通業務施設又は公益的施設に関する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転の当事者

提 出 時 期：事業地の工事完了の公告の日の翌日から起算して10年間のあいだにおいて、上記の行為を行おうとするとき

提 出 方 法：権利処分承認申請書を作成し、都道府県知事へ提出する

手 数 料：都道府県の流通業務市街地担当課にお問い合わせ下さい

添 付 書 類：権利設定（移転）契約書案を添付 必要に応じて現在の利用状況及び権利設定（移転）後の利用計画に関する図面を添付

申 請 書 様 式：流通業務市街地の整備に関する法律施行規則別記様式第4又は第5

記載要領・記載例：都道府県の流通業務市街地担当課にお問い合わせ下さい

2. 窓口情報

提 出 先：都道府県の流通業務市街地担当課

受 付 時 間：都道府県の流通業務市街地担当課にお問い合わせ下さい

相 談 窓 口：同上

3. 手続情報

審 査 基 準：流通業務市街地の整備に関する法律第38条

標 準 処 理 期 間：都道府県の流通業務市街地担当課にお問い合わせ下さい

不 服 申 立 方 法：行政不服審査法の規定による